

令和 3 年 1 1 月定例会 資料

長浜市教育委員会

令和３年１１月長浜市教育委員会定例会 議事日程

令和３年１１月１８日（木） 午前１０時００分～
長浜市役所５階 教育委員会室

１．開 会

２．議 事

日程第１ 会議録署名委員指名

日程第２ 会議録の承認
１０月定例会

日程第３ 教育長の報告

日程第４ 議案審議

議案第３４号 議会の議決を経るべき教育関係議案に関する意見について

議案第３５号 教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価報告書について

日程第５ 協議・報告事項

- （１）長浜市保育士等奨学金返還支援金交付要綱の一部改正について
- （２）長浜市保育士等宿舍居住支援事業補助金交付要綱の一部改正について
- （３）長浜市保育士等の再就職定着応援金交付要綱の一部改正について

日程第６ その他

３．閉 会

令和３年１２月教育委員会定例会開催日程 １２月２３日（木） 午後１時３０分～

議会の議決を経るべき教育関係議案に関する意見について

議会の議決を経るべき教育関係議案に関して原案のとおり同意することについて、委員会の議決を求める。

令和3年11月18日提出

長浜市教育委員会 教育長 板山 英信

教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価報告書について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 26 条の規定に基づく教育に関する事務の管理及び執行状況の点検・評価報告書を別紙のとおり作成することについて、委員会の議決を求める。

令和 3 年 11 月 18 日提出

長浜市教育委員会 教育長 板山 英信

長浜市規則等の制定・改廃に関する概要説明書

担 当：幼児課
件 名：長浜市保育士等奨学金返還支援金交付要綱の一部改正について

第１ 改正理由

近年、女性の社会進出や核家族化など子育て世代を取り巻く環境は変化し、保育ニーズの多様化が進んでいる。本市では、待機児童の解消には至っておらず、公立・私立園とも保育士等が不足している状況である。保育人材の確保・定着は、待機児童の解消だけでなく、良質な教育・保育環境整備を推進するうえで重要である。奨学金返還に対する支援を継続するため、本要綱の一部を改正するもの。

第２ 要点

第３条第４号中、「平成３４年４月１日」を「令和６年４月１日」まで延長する。
附則第２号中、「平成３８年３月３１日」を「令和１０年３月３１日」まで延長する。

第３ 施行期日

令和４年１月１日から施行する。

長浜市保育士等奨学金返還支援金交付要綱の一部改正【新旧対照表】

新	旧
(支援金の受給要件) 第3条 支援金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。 (1)～(3) (略) (4) 平成29年度以前に市内の保育施設等への勤務実績がない者で、<u>令和6年4月1日</u>までに市内の保育施設等に勤務することとなったもの (5) (略) 附 則 1 (略) (告示の失効) 2 この要綱は、<u>令和10年3月31日</u>限り、その効力を失う。	(支援金の受給要件) 第3条 支援金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。 (1)～(3) (略) (4) 平成29年度以前に市内の保育施設等への勤務実績がない者で、<u>平成34年4月1日</u>までに市内の保育施設等に勤務することとなったもの (5) (略) 附 則 1 (略) (告示の失効) 2 この要綱は、<u>平成38年3月31日</u>限り、その効力を失う。

長浜市規則等の制定・改廃に関する概要説明書

担 当：幼児課
件 名：長浜市保育士等宿舍居住支援事業補助金交付要綱の一部改正について

第１ 改正理由

近年、女性の社会進出や核家族化など子育て世代を取り巻く環境は変化し、保育ニーズの多様化が進んでいる。本市では、待機児童の解消には至っておらず、公立・私立園とも保育士等が不足している状況である。保育人材の確保・定着は、待機児童の解消だけでなく、良質な教育・保育環境整備を推進するうえで重要である。他自治体から長浜市で居住を開始したものの定住に対する支援を継続するため、本要綱の一部を改正するもの。

第２ 要点

第３条第１号ア（ア）及び第２号ア中、「平成３４年４月１日」を「令和６年４月１日」まで延長する。

第４条第１項中、「平成３５年３月３１日」を「令和７年３月３１日」まで延長する。
附則第２号中、「平成３５年５月３１日」を「令和７年５月３１日」まで延長する。

第３ 施行期日

令和４年１月１日から施行する。

長浜市保育士等宿舎居住支援事業補助金交付要綱の一部改正【新旧対照表】

新	旧
(補助対象者) 第3条 この要綱による補助金の交付の対象者は、次のいずれかに該当する者とする。 (1) 民間施設を運営する法人等であって、次の要件をすべて満たすもの ア 借り上げた宿舎（市内に所在するものに限り、当該法人等の役員又は職員が所有するものを除く。）に保育士等で次の要件をすべて満たすものを居住させていること。 (ア) 勤務開始日が、平成30年10月1日から令和6年4月1日であること。 (イ)～(エ) (略) イ・ウ (略) (2) 公立施設に勤務する保育士等であって、次の要件をすべて満たすもの ア 勤務開始日が、平成30年10月1日から令和6年4月1日であること。 イ・ウ (略) (対象経費) 第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、借上げ等の賃料及び共益費その他これに類する費用（以下「賃料等」という。）のうち、令和7年3月31日までの居住に係るものとする。ただし、平成30年10月1日から平成31年3月31日までに居住を開始した保育士等に係る賃料等にあつては、当該居住を開始した日から48か月を経過した日までの居住に係るものに限る。 2～5 (略) 附 則 1 (略) (告示の失効) 2 この要綱は、令和7年5月31日限り、その効力を失う。	(補助対象者) 第3条 この要綱による補助金の交付の対象者は、次のいずれかに該当する者とする。 (1) 民間施設を運営する法人等であって、次の要件をすべて満たすもの ア 借り上げた宿舎（市内に所在するものに限り、当該法人等の役員又は職員が所有するものを除く。）に保育士等で次の要件をすべて満たすものを居住させていること。 (ア) 勤務開始日が、平成30年10月1日から平成34年4月1日であること。 (イ)～(エ) (略) イ・ウ (略) (2) 公立施設に勤務する保育士等であって、次の要件をすべて満たすもの ア 勤務開始日が、平成30年10月1日から平成34年4月1日であること。 イ・ウ (略) (対象経費) 第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「対象経費」という。）は、借上げ等の賃料及び共益費その他これに類する費用（以下「賃料等」という。）のうち、平成35年3月31日までの居住に係るものとする。ただし、平成30年10月1日から平成31年3月31日までに居住を開始した保育士等に係る賃料等にあつては、当該居住を開始した日から48か月を経過した日までの居住に係るものに限る。 2～5 (略) 附 則 1 (略) (告示の失効) 2 この要綱は、平成35年5月31日限り、その効力を失う。

長浜市規則等の制定・改廃に関する概要説明書

担 当：幼児課
件 名：長浜市保育士等の再就職定着応援金交付要綱の一部改正について

第１ 改正理由

近年、女性の社会進出や核家族化など子育て世代を取り巻く環境は変化し、保育ニーズの多様化が進んでいる。本市では、待機児童の解消には至っておらず、公立・私立園とも保育士等が不足している状況である。保育人材の確保・定着は、待機児童の解消だけでなく、良質な教育・保育環境整備を推進するうえで重要である。潜在保育士の就職・再就職及び定着支援を継続するため、本要綱の一部を改正するもの。

第２ 要点

第４条第４号中、「平成３４年４月１日」を「令和６年４月１日」まで延長する。
附則第２号中、「平成３７年５月３１日」を「令和１０年３月３１日」まで延長する。

第３ 施行期日

令和４年１月１日から施行する。

長浜市保育士等の再就職定着応援金交付要綱の一部改正【新旧対照表】

新	旧
(応援金の受給要件) 第4条 応援金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。 (1)～(3) (略) (4) 平成30年10月1日から<u>令和6年4月1日</u>までの間に新たに市内の保育施設等に勤務することとなった者 (5)・(6) (略) 附 則 1 (略) (告示の失効) 2 この要綱は、<u>令和10年3月31日</u>限り、その効力を失う。	(応援金の受給要件) 第4条 応援金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。 (1)～(3) (略) (4) 平成30年10月1日から<u>平成34年4月1日</u>までの間に新たに市内の保育施設等に勤務することとなった者 (5)・(6) (略) 附 則 1 (略) (告示の失効) 2 この要綱は、<u>平成37年5月31日</u>限り、その効力を失う。